

記入例

- ◆黒のボールペン又は黒インクで記入してください。
鉛筆やインクが消せるペンは使用できません。
- ◆記入にあたっては3ページ以降もご確認ください。

様式第1号
(1枚目)

屋外広告物(新規・更新・変更等)許可申請書

(宛先) 福岡市長

申請者 ② 郵便番号 810-862△

住所 福岡市中央区天神1-8-△

氏名 株式会社福岡△△社 代表取締役 博多 太郎 ④

電話番号 092 (711) 439△

福岡市屋外広告物条例の規定に基づき、屋外広告物に関する許可を申請します。

表示又は設置場所※1 福岡市 博多 区 博多駅前1-8-△ ⑤

屋外広告物管理者 (資格は2枚目に記載) 郵便番号 810-004□
住所 中央区大名1-1-□
氏名 株式会社 ○○看板 福岡 花子 ⑦
電話番号 092 (711) 430□

工事施工者 郵便番号 812-851▽
住所 博多区博多駅前2-9-▽
氏名 株式会社 博多 ▽▽ ⑧
電話番号 092 (419) 10▽▽

福岡市屋外広告業登録番号 第 206000▽ 号

広告物の種別 (種別を選んで下記欄へ記入してください。)
 屋上設置広告物 ・ 地上設置広告物 ・ 壁面設置広告物 ・ 壁面利用広告物 ・ 突出広告物 ・ はり紙・はり札
 立看板 ・ 広告幕 ・ アドバルーン ・ 電柱利用 (突出・巻付・塗装) ・ 電車又は自動車の外面利用
 その他の広告物 ()

⑨ 広告物の種別	縦 (m)	横 (m)	面数	面積 (㎡)	地上からの高さ※2		照明※4	数量	表示内容	手数料 (円)
					上端 (m) ※2	下端 (m) ※3				
1 屋上設置	2.00	6.00	4	48.00	25.00	-	有無 可変・材	1	福岡△△社	16,000
2 壁面設置	2.75	2.75	-	7.56			有無 可変・材	1	福	1,600
3 壁面利用	1.50	4.00	-	6.00			有無 可変・材	3	入口、駐車場	2,400
4 突出	4.50	0.80	2	7.20		3.00	有無 可変・材	2	福岡△△社、駐車場	6,400

寸法、面積は小数点第3位を切捨て、2位まで記入

表示又は設置期間 ⑩ 令和3年12月20日から
令和2年12月19日まで

工事完了予定日 年 月 日 ⑪

更新又は変更等の許可申請の場合
当初表示・設置年月日 平成22年12月1日
前回許可期間満了日 令和2年12月19日 ⑫
前回許可番号 第203510800△号

添付図書等 (添付しているものにチェックして下さい。)
 付近の見取図及び写真 (全景及び近景) 仕様書及び図面 意匠等の大要
 広告物又は掲出物件の安全について確認したことを証する書類 (設置期間が5年以上経過している場合)
 屋外広告物管理者等変更届 (許可を受けた者、屋外広告物管理者の氏名、住所等に変更がある場合)
 その他 () 委任状 (必要に応じて)

許可番号 第 号
記入しないでください。

課長 係長 係員

- ① 申請の種別に○をしてください。
- ② 新規のときは広告主、更新・変更等のときは許可を受けた者
- ③ 申請する日付を記入してください。
- ④ 押印不要です。
- ⑤ 住居表示を記入してください。住居表示がないときは土地の地番を記入してください。
- ⑥ 該当する地域・地区をチェックし、都市景観形成地区はカッコ内に地区名を記入してください。
- ⑦ 押印不要です。
- ⑧ 申請者以外の者が施工するときは、記入が必要です。また、更新の場合は省略できます。
- ⑨ 広告物の内容について、2枚目欄外下の記載注意事項を読んでから記入してください。
- ⑩ 新規: 期間の始期は工事完成予定日
更新: 期間の始期は許可期間満了日の翌日
変更: 期間の始期は工事完成予定日
- ⑪ 新規、変更等のときに記入してください。
- ⑫ 前回許可書又は更新案内を見て記入してください。新規のときは記入しません。
- ⑬ 添付する書類が揃っているか確認してください。

※ 太枠の中 (2枚目あり) のみご記入下さい。 ※ 2枚目欄外の「記載注意事項」を読んでからご記入ください。

(2枚目)

他の許可等の番号※5		建築物に設置するものについて
工作物確認申請	有 (第 456123 号)	建築物 (屋上広告物を含む) の高さ 25 m
道路占用許可	有 (第 567234 号)	取付壁面の面積 270 m ²
その他の届出等	有 (地区計画の届出 第 678 号)	
屋外広告物管理者の資格 (広告塔、広告板等が 4 m を超える場合等は、有している資格に <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 特種電気工事資格者 (ネオン工事) <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告業者に在職して次の資格を有している者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物に関する講習会修了者 <input type="checkbox"/> 広告美術に関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者		
福岡市収入証紙貼付欄		
<div style="border: 1px dashed red; width: 200px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 福岡市収入証紙 </div>		
送付先に <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい。		
許可書	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
更新案内	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 屋外広告物管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()	

⑭ 申請される広告物に関して他の法令等による許可又は届出を行ったときは、その受付番号等を記入してください。

⑮ 【新規の場合】
屋上設置広告物を設置するときは地上から上端までの高さを、壁面設置及び壁面利用のときは取付ける壁面の面積を記入してください。

⑯ 1枚目の屋外広告物管理者について資格が必要な場合は、当該管理者の資格をチェックしてください。

⑰ 1枚目の広告物の種別表で算出した手数料合計額の福岡市収入証紙を貼ってください。

⑱ 福岡市から書類を郵送するときの送付先をチェックしてください。許可書を市役所に取りに来られるときは、更新案内の項目のみチェックしてください。

記載注意事項

- ※1 表示又は設置場所の欄は、移動するもの (電車及び自動車は除く。) の場合、その範囲を記入してください。
- ※2 地上からの高さ (上端) の欄は、屋上設置広告物、地上設置広告物について記入してください。
- ※3 地上からの高さ (下端) の欄は、地上設置広告物、突出広告物、電柱利用について記入してください。
- ※4 照明の欄は、該当するものを「○」で囲んでください。「有」は照明を伴うもの、「無」は照明を伴わないもの、「可変」は自ら発光して表示の内容を変えられるもの、「ネ」はネオンサインを用いたものです。
- ※5 他の法令等に基づく許可や届出が必要な場合は、必ず手続を行い、他の許可等の番号欄に、その届出等に関する番号を記入してください。

許可申請書の記入に際しての注意事項（補足）

※申請書の記入にあたっては、鉛筆やインクが消せるペンは使用できません。黒のボールペン又は黒インクで記入してください。

【1 ページ目】

- ① **申請の種別** 該当する申請の種別に○をしてください
- 新規：広告物等を新たに表示、設置しようとするとき
 - 更新：許可を受けている広告物等を継続して表示、設置するとき（許可の期間を更新）
 - 変更：許可を受けている広告物等を変更又は改造しようとするとき（ただし、許可内容に変更を加えない程度で修繕、塗り替え等を行う場合や興業内容等を短期的かつ定期的に変更する場合などの軽微な変更は該当しません。）

- ② **申請者** 新規のときは広告主(※)です。更新及び変更等のときは、許可を受けた方（許可書の申請者欄）が申請者となります。
- ※広告主とは、広告物等を表示・設置することを決定し、自ら又は他人に依頼して当該広告物等を表示・設置する方です。

- ⑥ **地域区分** 屋外広告物地域区分は、『福岡市 WEB まっぷ』の都市計画情報より地図上で確認できます。

福岡市 WEB まっぷ

検索 

都市景観形成地区内に表示、設置するときは、5つの地域区分のいずれかにチェックし、かつ、景観形成地区の名称を記入してください。

- ⑦ **屋外広告物管理者** 広告物等を管理する者を必ず定めて記入してください。高さが4 mを超える広告塔、広告板その他これらに類するもの（建築基準法の工作物確認申請物件）があるときは、屋外広告物管理者は2 ページ目の屋外広告物管理者の資格欄のいずれかの資格を有していることが要件となります。

- ⑧ **工事施工者** 新規、変更等のときに記入してください。工事施工者が申請者自身のときは「申請者と同じ」、屋外広告物管理者のときは「屋外広告物管理者と同じ」と記入しても構いません。屋外広告業登録番号は必ず記入してください。

⑨ **広告物の種別**

- 壁面設置広告は、広告板を対象とします。
- 壁面利用広告は、広告板以外の広告物を対象とします。（例：直接塗付けるもの、シート貼りなど）
- 広告幕は、壁面を利用して表示されている場合でも、広告物種別は「広告幕」として内訳を記載してください。
- 1つの広告板等に複数の広告物がある場合は、合算した面積を記入し手数料を算出してください。

○表に記入する広告物等は、いっしょに提出する図面や写真等の番号と符合するようにし、その番号を表の欄外左側に記入してください。

※申請する広告物が表に入りきれないときは、この表と同じ要領の別紙を添付してください（市ホームページに継紙を掲載しています）。

⑩表示又は設置期間

○設置（許可）できる期間は次のとおりです。

- ・はり紙、はり札の類、立看板、広告幕、アドバルーンは1月以内
- ・上記以外の屋上・壁面・地上設置広告物、壁面利用広告物（直接塗付け、シート貼りなど）、突出広告物、電柱利用広告物、定期路線バスの外面の全部を利用する広告物などは1年以内

⑫更新又は変更等の許可申請の場合

○当初の表示・設置年月日から5年以上経過する広告塔などは、別途「安全点検確認書」を提出してください。

○更新、変更等のときは前回許可番号を必ず記入してください。

⑬添付図書等

申請書には、次の書類を添付して提出してください。

○新規

- 1) 付近の見取図（広告物の設置場所を地図で示してください。）
- 2) 写真（表示、設置する場所の全景及び近景）
- 3) 仕様書及び図面（広告物等の形状、寸法、材料、構造等に関するもの）
- 4) 意匠等の大要（意匠、色調、表示方法、照明などの概要）
- 5) 安全点検確認書（設置期間が5年を経過している広告塔、広告板等）

○更新

- ・上記、新規のときの2)、5)
- ・屋外広告物管理者等変更届（許可を受けた者又は屋外広告物管理者の氏名、住所、事務所等が変わったとき）

○変更等

- ・上記、新規のときの1)～5)
- ・屋外広告物管理者等変更届（許可を受けた者又は屋外広告物管理者の氏名、住所、事務所等が変わったとき）

○その他

申請の内容や状況により上記以外の書類を提出してもらう場合があります。

○委任状（必要に応じて）

代理者が図書等の訂正等を行う場合は、委任状（様式は任意）の添付が必要です。

【2ページ目】

⑭他の許可等の番号

主な他の法令に基づく手続き等窓口を次に示します。

内 容	項 目	担当部署・機関
道路上に掲出するとき	道路占用許可申請	区維持管理課(西区は管理調整課), 港湾空港局維持課, 国道事務所
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	住宅都市局建築審査課, 指定確認機関
防火地域内に掲出するとき (屋上設置又は高さ3m超)	看板等の防火措置	
地区計画区域内で届出対象となる時	地区計画の区域内における行為の届出	住宅都市局都市計画課
風致地区(禁止地域を除く)に設置するとき	風致地区内行為許可申請書	住宅都市局みどり活用課
気球(アドバルーン)を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届出	所轄消防署予防課
ネオン管灯設備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届出	
アイランドシティに設置するとき	建設計画書届出	港湾空港局計画調整課

⑩ **屋外広告物管理者の資格** 高さが4mを超える広告塔, 広告板等(工作物確認申請物件)の屋外広告物管理者は, 資格を有している必要があります。申請書に記載の屋外広告物管理者について, 該当する資格をチェックしてください。

⑪ **福岡市収入証紙貼付欄** 許可申請を行う際の許可申請手数料は, 福岡市の収入証紙で納付していただきます。福岡市収入証紙販売所は次のとおりです。

- 政府刊行物 福岡市役所サービスステーション (市役所地下1階)
- 福岡県建築士事務所協会 (市役所4階)
- 郵送による購入を希望される時

政府刊行物 福岡市役所サービスステーション
 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-8-1 電話 092-722-4861
 営業時間: 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時～17時30分